

第7章 緊急対処事態への対処(その1)

1 緊急対処事態について

定義、特性、類型については既述

2 緊急対処保護措置

(1) 措置の概要

武力攻撃事態における国民保護措置の実施に関する基本的な方針及び第4章に定める国民保護措置について、避難の指示や救援にかかる内閣総理大臣の是正措置を除いて、準じた措置を行う。

(2) 対処

武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃対処に準じた対処

(3) 警報の通知・伝達

警報は、被害または影響の及ぶ範囲を勘案して、その対象となる地域に対して行う。知事等の通知・伝達も対象となる地域にそのほか、武力攻撃事態にける警報に準ずる。

3 緊急対処事態対処

国による緊急対処事態の認定の有無に関わらず、知事は事態の生起に伴い、関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出・救助、住民の避難等の初動対応

- ①緊急対処事態対策本部の設立(国、県等)
- ②関係機関の参集した現地連絡所の設置：状況の把握、情報の共有化、所要の調整
- ③被災者の救助、救援、搬送
- ④避難指示
- ⑤警戒区域の設定

4 留意事項

(1) 平素及び事態認定前の行動が肝要

(2) 平素からの準備

- ①関係機関による連携協力体制の構築
- ②対処マニュアルの整備(公的、私的施設)
- ③現地レベルでの緊密な連携確保体制
- ④資・器材の準備及び訓練の実施
- ⑤住民の啓発等